

○宮崎大学医学部附属病院 EHR 利用推進センター規程

平成 27 年 12 月 9 日  
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院規程(以下「病院規程」という。)第 14 条の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院 EHR 利用推進センター(以下「センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

- (1) 宮崎県における EHR の普及に関すること。
- (2) EHR の 1 次利用(患者診療への利用)に関すること。
- (3) EHR の 2 次利用(教育、研究、行政、社会貢献等への利用)に関すること。
- (4) EHR の運用方針の策定や実施に関すること。
- (5) 個人情報保護等のセキュリティに関すること。
- (6) EHR の成果や効果の検証に関すること。
- (7) その他 EHR 利用推進に関すること。

(センター長及び副センター長)

第 3 条 センター長及び副センター長は、病院規程第 9 条第 4 項の規定に基づき、病院長が任命する。

(職員)

第 4 条 センターに、病院規程第 9 条第 2 項に規定する者のほか、次の各号に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教員及び医員(医員(研修医)を含む。)
- (2) 事務職員
- (3) 技術職員
- (4) その他センター長が必要と認める者

(運営委員会)

第 5 条 センターに、センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。